

乙訓圏域地域生活支援拠点等 登録マニュアル

令和8年3月

向日市 障がい者支援課
長岡京市 障がい福祉課
大山崎町 福祉課

1 地域生活支援拠点等とは？

地域生活支援拠点等とは（以下、拠点等とする）、次の5つの機能を身近な地域において提供し、障がい児者が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていくことができるよう支援するための体制を構築するものです。

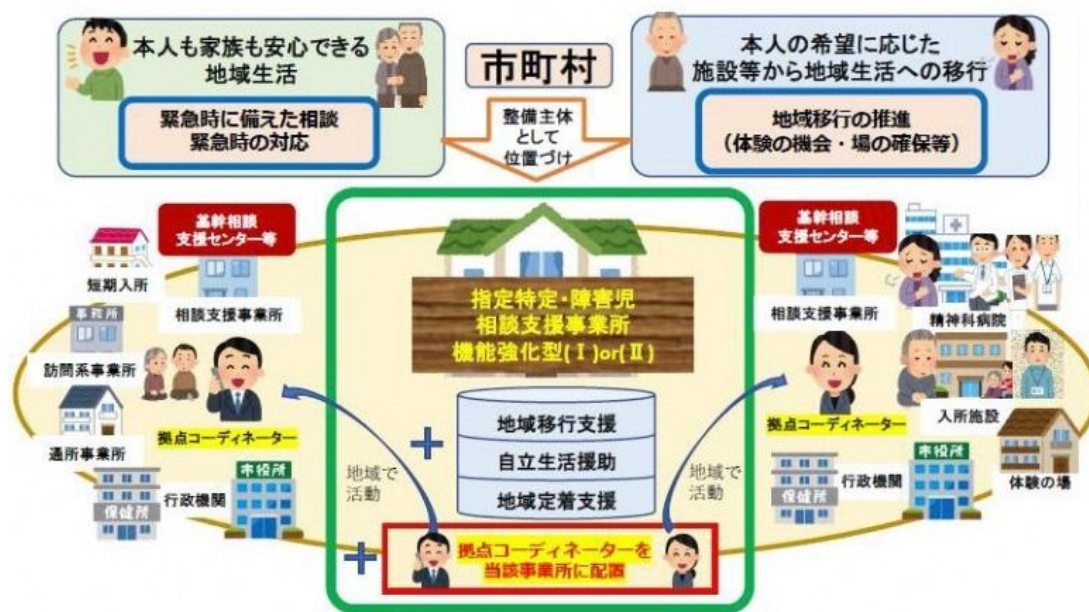
乙訓圏域では、自立支援協議会において平成30・31年度に「地域生活支援拠点部会」が設置され、圏域での現状や課題の整理、求められる機能についての協議を行いました。この協議内容を踏まえ、複数の機関が分担して機能を担う【面的整備型】を採用し、整備を行うこととしました。



《面的整備型のイメージ》

整備のポイントは以下のとおりです。

- ・拠点コーディネーターの配置
- ・2市1町共同による拠点事業所登録・ネットワーク化
- ・拠点コーディネーター、拠点事業所、基幹相談支援センター、行政が連携協力して5つの機能を確保し、乙訓圏域に在住する障がい児者を支援するための仕組みづくり
- ・緊急時の受入れや体験利用等の支援を必要とする地域の障がい児者に対して、拠点機能強化事業所や拠点事業所が該当の指定障がい福祉サービスを提供



《拠点コーディネーター配置によるコーディネート機能の体制整備イメージ図》

2 拠点等がなぜ必要なのか？

障がいの重度化、障がいのある方やその親の高齢化が進行していることから、当事者やその家族の緊急事態に対応できる体制整備の必要性が高まっています。また、入所施設等からの地域生活への移行を推進し、障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制を整える必要があります。

この拠点等の整備は、地域で生活する障がい児等を一つの事業所だけで受け止めるのではなく、地域で支えるためのチームづくりや複数の事業所が連携することによって緊急時の対応を地域全体で行うための仕組みづくりを目的としています。

3 対象者について

地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等（以下「地域生活障がい者」という。）と障害者総合支援法第77条第3項に規定されています。

4 拠点等の機能について

拠点等には、5つの機能があります。

また、障がい福祉サービス等報酬の中には、事業所の運営規程において市町村により拠点等として位置付けられていることを定めることや、拠点事業所と拠点関係機関

との間で平時から情報連携を整えるための連携担当者を拠点事業所に1名以上配置し、指定を受けた行政庁に届出を行うことで、算定ができる加算等があります。

なお、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りるものとなっています。

拠点等の機能及び対応する加算一覧

機能	具体的な内容	対象となる加算	対象となるサービス
相談機能	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能	・地域生活支援拠点等相談強化加算	・計画相談支援 ・障害児相談支援
緊急時の受け入れ・対応機能	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	・緊急時対応加算	・訪問系サービス
		・緊急時支援加算（Ⅰ）	・自立生活援助
		・緊急時支援費（Ⅰ）	・地域定着支援
		・緊急時受入加算	・日中系サービス
		・緊急時の受け入れ機能の強化	・短期入所
体験の機会・場の提供機能	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障がい者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）	・体験利用支援加算（※）	・日中系サービス
		・体験利用加算（Ⅰ） ・体験利用加算（Ⅱ） ・体験宿泊加算（Ⅰ） ・体験宿泊加算（Ⅱ）	・地域移行支援
		・地域移行促進加算（Ⅰ） ・地域移行促進加算（Ⅱ）	・施設入所支援

専門的人材の確保・養成等の機能	医療的ケアが必要な者や強度行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能	地域体制強化共同支援加算	・計画相談支援 ・障害児相談支援
		地域生活支援拠点等機能強化加算	・計画相談支援 ・障害児相談支援 ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・地域定着支援
地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	地域体制強化共同支援加算	・計画相談 ・障害児相談支援

(※) …指定障害者支援施設等で特定の障害福祉サービスを利用する利用者が、地域移行支援を利用し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において算定

5 拠点事業所登録のお願い

- ・圏域内の事業者の皆様におかれましては、地域生活支援拠点等の機能の担い手としてぜひご協力いただくため、拠点事業所としての登録をお願いいたします。
- ・乙訓圏域では事業所の皆様のご尽力により、すでに緊急時の対応を実施いただいている例が多くあると認識しています。この機会にご登録いただき、対象となる加算は受けていただきたいと思っております。
- ・この取り組みを通じて、既存の事業所間の連携だけでなく、ネットワークを見える化すること、事業所間の交流を促進させ、一つの事業所で完結することが難しい事例を地域で支えることのできる仕組みづくりを目指します。

6 登録手順

(1) 事前協議の実施

- ・登録を希望される場合、まずは所在地市町障がい福祉担当課と、拠点として担っていただく役割や実際に支援を行う場合の連携方法等を調整することを目的とした「事前協議」をお願いします。
- ・事業所等にて登録の意向が固まりましたら、所在地市町障がい福祉担当課と事前協議の日程調整を行ってください。事前協議から登録までに1か月程度かかりますの

で、お早めにご連絡ください。

- ・事前協議の際には、「地域生活支援拠点等の整備に係る事前協議書」を事業所ごと・サービス種別ごとに作成し、提出してください。
- ・事前協議については、随時受付します。

(2) 運営規程の変更手続き（拠点事業所としての位置づけ）

- ・地域生活支援拠点であることを運営規程に明記します。

運営規程記載例

***あくまでも記載例ですので、事業所の状況に応じて作成してください。**

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」に基づき実施する地域生活支援拠点として次のとおりの機能を担う。

【以下は担う機能を記載】

(1) 相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の機能

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者などに対し、専門的な対応の体制確保や専門的な対応ができる人材の養成、その他地域の実情に応じた、創意工夫により付加する機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(3) 届出書提出

所在市町に対し「地域生活支援拠点等事業所登録申請書」を提出してください。

(4) 届出書受理・審査、登録通知書発行

所在市町での審査後、「地域生活支援拠点等事業所登録通知書」を交付します。

(5) 登録通知書受理、加算届出（保健所へ）

- ・登録決定した事業者は、登録通知書とともに乙訓保健所に提出してください。
- ・届出を行う加算により、提出書類が異なります。必要書類については、乙訓保健所へご確認ください。

※ 届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月サービス提供分から算定を開始できます。届出が毎月16日以降になされた場合は、翌々月サービス提供分から算定を開始できます。

- ・所在市町へ運営規程の変更を届け出たことを報告してください。

(6) 登録状況の共有・公表用名簿の作成

- ・所在市町で登録することで、乙訓圏域2市1町の拠点事業所として登録され、圏域内の他市町と拠点事業所名簿が共有されます。
- ・2市1町のホームページにて登録事業所の一覧を公表することにより、乙訓圏域内の住民に周知します。

7 サービス提供

- ・拠点の登録によって、利用の契約、サービスの提供、報酬請求といった通常の指定障がい福祉サービスの流れが大きく変わるものではありません。
- ・緊急利用や体験の申し込みがあった場合、登録された拠点事業所は、それらに対応する指定障がい福祉サービス（短期入所、居宅介護、各種日中支援等）を提供します。
- ・障がい福祉サービスの報酬基準において加算（地域生活支援拠点であることが要件ではないが、市町による確認や所定の記録作成等が必要であるものを含む）が設けられている場合は、これを算定することができます。

8 その他

・届出にあたりご不明の点がございましたら、所在地の市町の障がい福祉担当課までお問い合わせください。(加算の届出については乙訓保健所)

※なお、乙訓圏域以外の市町村を事業の実施地域に含めている場合について、それら市町村における同種の取組の有無は、該当の市町村へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

向日市障がい者支援課	075-874-2574 (直)
長岡京市障がい福祉課	075-955-9549 (直)
大山崎町福祉課	075-956-2101 (代)

《巻末資料》

★拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所について

拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の役割は、拠点機能強化通知や拠点ネットワーク通知、コーディネーターガイドブック等に具体的に記載されました。概要は次のとおりです。

●拠点コーディネーター

《定義》

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を行う者

《要件等》

次のいずれかの要件を満たすものとして、市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障がい福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障がい者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障がい者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障がい者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

《業務例（イメージ）》

- ・ 拠点関係機関との日頃からの情報連携や協議会への参画
 - ・ 各事業所と日頃から情報連携を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充を図る
 - ・ 障がい福祉サービス等を利用していない対象者の緊急時に備えた相談、緊急時の対応を行う
 - ・ 対象者に計画相談支援や障害児相談支援が行われている場合（相談支援専門員がついている場合）は、相談支援専門員とともに受け入れ先を探す、対応方法を一緒に考える
 - ・ 障害者支援施設や精神科病院と連携して、対象者の意向を確認し、動機付け支援（面接、外出同行支援、体験宿泊支援、ピアサポート活動の活用等）を行う等とされています
- （機能強化通知の 4 の(1)）。

●拠点機能強化事業所

≪定義≫

地域生活支援拠点等機能強化加算において、市町村が拠点コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等として位置付けている事業所

≪要件等≫

次の全ての要件を満たす事業所とする。

- ① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を同一の事業所で一体的に運営していること又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること。
- ② 当該事業所（相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所）又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること。
- ③ 当該事業所（以下「拠点機能強化事業所」という。）を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけていること。

≪拠点コーディネーターの専従≫

拠点コーディネーターは、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担い、効果的な支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないこと。

ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる。

≪責務≫

- ① 拠点機能強化事業所は、地域生活支援拠点等機能強化加算分の自立支援給付費については、地域生活支援拠点等機能強化加算は拠点コーディネーターの人件費等に充当することから、他の費目に充当することなく、市町村の関与の下、適切に精算すること。
- ② 拠点機能強化事業所は、障がい福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰

り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障がい特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めること。

③ 連携会議の開催

拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加する連携会議を開催し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。

これに加え、拠点機能強化事業所は、市町村と連携し、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の情報連携の担当者等とともに、地域生活支援拠点等の支援例の共有やその過程で把握した地域の課題の抽出及びその解決方法等について定期的に協議すること。なお、新たな会議の設置に代えて、市町村で実施している協議会等の場を活用する方法でも差し支えない。

また、地域生活支援拠点等の機能の整備状況についても、地域の関係者と共有を図ること。